

第109回

定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2019年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号

当社本店6階会議室

※末尾の会場ご案内をご参照ください

郵送またはインターネット
等による議決権行使の期限

2019年6月24日（月曜日）
午後5時20分まで

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |

株主各位

(証券コード 8511)

2019年6月3日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号

日本証券金融株式会社

代表取締役社長 小林 英三

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ2019年6月24日（月曜日）午後5時20分までに到着するようご返送お願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

インターネット等による場合には、3~4ページの「議決権行使等についてのご案内」をご高覧のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

① 日 時	2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
② 場 所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号 当社本店6階会議室 (末尾の会場ご案内をご参照ください。)
③ 目的事項	<p>報告事項 1. 第109期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件 2. 第109期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類の内容の報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役5名選任の件</p>
④ 議決権の行使等についてのご案内	3～4頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況に関する事項」、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jsf.co.jp/>）において掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。また、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。
- 事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jsf.co.jp/>）において掲載させていただきます。
- 当日当社では、軽装にて対応させていただきますので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知の発送日は2019年6月3日ですが、早期開示の観点から発送日前から当社および東京証券取引所等のウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト（<http://www.jsf.co.jp/>）

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日 時

2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場 所

**東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号
当社本店6階会議室**

(末尾の「定時株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2019年6月24日（月曜日）午後5時20分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

また、スマートフォンをご利用の方は、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード※」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」の入力なしで議決権を行使できます。ただし、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

これらの議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダーへの接続料金および通信事業者への通話料金等）は株主様のご負担となります。

行使期限

2019年6月24日（月曜日）午後5時20分まで

インターネットによる議決権行使について

- ① インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ② インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた行使内容を有効とさせていただきます。

議決権行使ウェブサイト（<https://www.e-sokai.jp>）について

- ① 当サイトをご利用の株主様には、当サイト上で初期「パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ② インターネット接続にファイアーウォール等を使用される場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、プロキシサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。また、スマートフォン以外の携帯電話を用いたインターネットでは当サイトはご利用いただけません。

インターネットによる
議決権行使のお問合せ先

0120-707-743

日本証券代行株式会社代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

受付時間 9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様および常任代理人様につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社JCJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、同プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への長期安定的な利益還元を経営の重要な課題として位置づけており、金融機関として必要な自己資本や内部留保の充実を勘案したうえ、業績を加味しながら配当を行うことを基本方針としております。具体的には業績を反映させる基準として連結配当性向60%程度を下回らないものとし、連結株主資本配当率（配当額の株主資本に対する割合）も勘案しながら利益還元することとしております。

この方針に基づき、期末配当につきましては、1株につき11円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当1株11円とあわせ、年間配当金は1株につき22円（前期比4円減）となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 11円 総額 1,026,581,754円
剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月26日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、監督と執行の分離を明確にし、経営の健全性確保について一層の監督強化を図りつつ、環境変化に素早く対応する迅速な業務執行を実現するため、指名委員会等設置会社に移行することといたしたいと存じます。これに伴い、委員会や執行役にかかる規定の追加、監査役や監査役会にかかる規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社グループの事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）を一部変更し、当社子会社の主たる事業を追加するものであります。
- (3) 株主の皆様への利益還元や資本政策を機動的に遂行できるよう、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって定めることができる旨の規定を新設するものであります。
- (4) その他、相談役等にかかる規定の削除を行うとともに、上記の変更に伴う条数の変更等を行うものであります。

なお、本議案における定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (省 略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当会社は次の業務を営むことを目的とする。 (1)～(8) (省 略) (新 設) (新 設) (9) その他前各号に付帯又は関連する業務。	第2条 当会社は次の業務を営むことを目的とする。 (1)～(8) (現行どおり) <u>(9) 信託業務及び銀行業務。</u> <u>(10) 不動産の所有、賃貸、売買及び管理。</u> <u>(11) その他前各号に付帯又は関連する業務。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第3条 (省 略) (機関)	第3条 (現行どおり) (機関)
第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 当会社は、 <u>指名委員会等設置会社として</u> 、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> (3) <u>執行役</u> (4) 会計監査人
第5条 (省 略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第10条 (省 略) (株主名簿管理人)	第6条～第10条 (現行どおり) (株主名簿管理人)
第11条 (省 略) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は <u>取締役会の決議</u> によって定め、これを公告する。	第11条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は <u>代表執行役が定め</u> 、これを公告する。
3 (省 略) (株式取扱規程)	3 (現行どおり) (株式取扱規程)
第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、 <u>取締役会において定める</u> 株式取扱規程による。	第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、 <u>代表執行役が定める</u> 株式取扱規程による。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条・第14条 (省 略) (招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故又は欠員あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第18条 (省 略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第21条 (省 略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条・第14条 (現行どおり) (招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役又は執行役がこれにあたる。当該取締役又は執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役又は執行役がこれにあたる。</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第21条 (現行どおり) (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 前項により定めた取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集) <u>第22条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集) <u>第23条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議の省略) <u>第23条</u> 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。	(取締役会の決議の省略) <u>第24条</u> 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。
(代表取締役) <u>第24条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。但し、代表取締役は金融商品取引業者の役員及び使用人以外の者でなければならない。	(削る)
(役付取締役) <u>第25条</u> 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	(削る)
第26条 (省略)	第25条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(執行役員) 第27条 当会社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。	(第33条に移す)
(相談役、顧問及び参与) 第28条 当会社は、取締役会の決議によって相談役、顧問及び参与を置くことができる。	(削る)
(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(削る)
第30条 (省略)	第26条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第31条 当会社に監査役4名以内を置く。 (監査役の選任) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削る) (削る)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削る)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削る)
<p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削る)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削る)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の責任限定)</u> <u>第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削る)
(新設)	<u>第5章 委員会</u> <u>(委員の選定)</u> <u>第27条 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議をもって選定する。</u>
(新設)	<u>(委員会に関する事項)</u> <u>第28条 各委員会に関する事項は、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。</u>
(新設)	<u>第6章 執行役</u> <u>(執行役の選任)</u> <u>第29条 執行役は、取締役会の決議により選任する。</u>
(新設)	<u>(任期)</u> <u>第30条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(代表執行役)</u></p> <p><u>第31条 取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。但し、代表執行役は金融商品取引業者の役員及び使用人以外の者でなければならない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(役付執行役)</u></p> <p><u>第32条 取締役会は、その決議によって執行役社長を選定する。</u></p> <p>2 前項に定めるほか、取締役会の決議によって、役付の執行役を選定することができる。</p>
(第27条から移す)	<p><u>第7章 執行役員</u></p> <p><u>(執行役員)</u></p> <p><u>第33条 当会社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。</u></p>
第6章 計 算 (事業年度) 第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。	<p><u>第8章 計 算</u></p> <p><u>(事業年度)</u></p> <p><u>第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</u></p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第35条 当会社は、取締役会の決議によって、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p>
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
(剰余金の配当) 第40条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、 <u>期末配当</u> を行うことができる。	(剰余金の配当の基準日等) 第36条 当会社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、 <u>金銭による剰余金の配当</u> を行うことができる。
2 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、 <u>中間配当</u> を行うことができる。	(削 る)
第41条 (省 略)	第37条 (現行どおり)

第3号議案**取締役5名選任の件**

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となり、また、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行することに伴い、現任の監査役全員（3名）も任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【ご参考】取締役候補者の就任予定

取締役候補者5名（うち女性1名）は、本株主総会において選任された後、以下のとおり就任する予定です。

氏名	担当				備考
		指名委員会	監査委員会	報酬委員会	
小幡尚孝	取締役会議長	委員長		委員長	社外
杉野翔子		委員	委員	委員	社外
飯村修也			委員長		社外
櫛田誠希		委員		委員	社内 (代表執行役社長)
奈須野博			委員		社内 (非執行)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	 <p>おばた なおたか 小幡 尚孝 (1944年10月15日生)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>1968年 4月 株式会社三菱銀行入行</p> <p>1999年 5月 株式会社東京三菱銀行常務取締役</p> <p>2004年 1月 同行専務執行役員</p> <p>2004年 6月 同行副頭取</p> <p>2005年 6月 ダイヤモンドリース株式会社取締役社長</p> <p>2007年 4月 三菱UFJリース株式会社取締役社長</p> <p>2010年 6月 同社取締役会長</p> <p>2012年 6月 同社相談役</p> <p>2013年 4月 日本年金機構理事（現任）</p> <p>2018年 6月 三菱UFJリース株式会社特別顧問（現任）</p>	—

(候補者とした理由)

金融界における豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者としております。

(独立性)

本議案において承認された場合には、新たに、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。また、同氏が2010年6月まで取締役社長を務めていた三菱UFJリース株式会社と当社の間に取引はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	 <p>すぎ の しょうこ 杉野 翔子 (1945年8月7日生)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>1973年 4月 弁護士登録 藤林法律事務所入所</p> <p>1994年 4月 藤林法律事務所パートナー弁護士（現任）</p> <p>1997年 4月 司法研修所教官</p> <p>2000年 4月 東京家庭裁判所調停委員</p> <p>2005年 7月 公害等調整委員会委員</p> <p>2007年 3月 木徳神糧株式会社監査役（現任）</p> <p>2018年 6月 株式会社タケエイ監査役（現任）</p>	—

(重要な兼職の状況)

藤林法律事務所パートナー弁護士

木徳神糧株式会社 監査役

株式会社タケエイ 監査役

(候補者とした理由)

弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことではありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

(独立性)

本議案において承認された場合には、新たに、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	 いいむら しゅうや 飯村 修也 (1964年2月13日生) <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: fit-content; margin: auto;"> 新任 社外 独立 </div> <small>(社外監査役として) 【取締役会出席状況】100% 11回中11回</small>	<p>1987年 4月 東京証券取引所入所 2001年 7月 同所総務部広報室課長 2010年 6月 株式会社東京証券取引所派生商品部長 2014年 3月 株式会社大阪取引所市場企画部長 2016年 4月 株式会社日本取引所グループ人事部 2016年 6月 当社常勤監査役（現任） 2018年 8月 株式会社インテリックス監査役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社インテリックス 監査役</p>	5,100株

(候補者とした理由)

常勤監査役として当社業務に関する監視や監査に携っており、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方で会社経営に関与したことではありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

(独立性)

株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。本議案において承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	 くろだ しげき 櫛田 誠希 (1958年6月8日生) <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: fit-content; margin: auto;"> 新任 </div>	<p>2008年 5月 日本銀行総務人事局審議役（人事運用担当） 2009年 3月 同行総務人事局長 2010年 6月 同行企画局長 2011年 5月 同行名古屋支店長 2013年 3月 同行理事 2017年 4月 アメリカンファミリー生命保険会社（現 アフラック生命保険株式会社）シニア・アドバイザー 2019年 5月 当社顧問（現任）</p>	—

(候補者とした理由)

日本銀行理事などを歴任するなど金融・証券の分野での幅広い経験・知識を有しており、当社の経営に資すると判断し、候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	 な す の ひろし 奈須野 博 (1950年1月12日生) 新任	1973年4月 当社入社 2000年6月 当社証券部長 2002年6月 当社決済管理部長 2005年6月 当社取締役経理部長 2006年6月 当社執行役員経理部長 2007年6月 当社常務取締役 2012年6月 当社専務取締役（2013年6月退任） 2013年6月 日本ビルディング株式会社取締役社長（2016年6月退任）	40,000株

(候補者とした理由)

当社業務全般に精通しており、2013年まで取締役として当社経営に携った経験を有しております、当社の経営に資すると判断し、候補者としております。

新任 新任取締役候補者**社外** 社外取締役候補者**独立** 独立役員

(注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2.当社は社外監査役である飯村修也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、本議案が承認可決された場合、当社は、小幡尚孝氏、杉野翔子氏、飯村修也氏および奈須野博氏との間で、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

(参考)

社外役員の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、次のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断する。

1. 現在において、次の(1)から(5)のいずれかに該当する者

(1) 主要な株主

- ・当社の主要な株主（議決権所有割合が10%以上の株主）またはその者が法人等である場合は、その業務執行者

(2) 主要な取引先

- ・当社を主要な取引先とする者（直近事業年度における当社との取引がその者の連結営業収益の2%以上となる者）またはその者が法人等である場合は、その業務執行者
- ・当社の主要な取引先（直近事業年度における当社連結営業収益の2%以上を占める取引先）またはその者が法人等である場合は、その業務執行者

(3) 専門家等

- ・コンサルタント、会計専門家または法律専門家等で、当社から役員報酬以外に1事業年度あたり1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者またはその者が法人等である場合は、その業務執行者

(4) 寄附

- ・当社から1事業年度あたり1,000万円を超える寄附を受けた者またはその者が法人等である場合はその業務執行者

(5) 近親者

- ・上記(1)から(4)に該当する者の近親者（配偶者または二親等以内の親族）

2. 過去3年間のいずれかの時点において、1. のいずれかに該当する者

以上

以上

1 当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

（金融経済環境）

当年度の世界経済は、米国と中国の通商問題の先行きに不透明感が広がるなか、欧州は年度後半にかけて足踏み状態となった一方、米国においては消費や雇用の拡大を通じた経済成長が続きました。また、わが国経済も企業収益や雇用・所得環境の改善を通じて緩やかに回復しました。

株式市場についてみると、期初21,388円で始まった日経平均株価は、米中貿易摩擦への懸念が緩和されるなか、ドル高・円安が進んだことなどを受けて下値を切り上げる展開となり、10月2日には当期間の最高値となる24,270円まで上昇しました。12月に入ると米中貿易摩擦懸念の再燃やFRBによる追加利上げ、米政府機関の一部閉鎖などを受けた投資家心理の悪化により、12月25日には19,155円と2017年9月以来となる20,000円割れとなりましたが、年明け以降は、米中貿易協議の進展やFRBによる金融引き締め政策が終了するとの期待を背景に反発し、期末は21,205円で取引を終えました。

この間の東証第一部の売買動向についてみると、1日平均売買代金は2兆8,551億円と前期比1,019億円の減少となりました。

こうしたなか、東京市場の制度信用取引買い残高をみると、期初の2兆9,000億円台をピークに漸減傾向となり、9月末には2兆1,300億円台まで減少しました。10月以降の株価調整局面では、個人投資家の押し目買いにより10月末には2兆4,800億円台まで回復したものの、11月以降は再び減少に転じ、年明け以降の株価回復局面においては個人投資家による利益確定売りなども見られ、3月末は当期間のボトムとなる1兆7,900億円台となりました。一方、期初に5,000億円台であった同売り残高は、株価上昇につれて新規売りが増加し、9月下旬には当期間のピークとなる6,800億円台となりました。10月以降は株価が調整局面を迎えるなかで買い戻しが進み、12月末には当期間のボトムとなる4,100億円台まで減少しましたが、年明け以降は株価が回復するなかで新規売りも増加し、3月末は5,900億円台となりました。

(2019年3月期決算)

このような市場動向の下で、当社グループの貸付金総残高（期中平均）は7,966億円と前期比1,264億円増加しました。

連結営業収益は、貸借取引における有価証券貸付料が減収となったことなどから、24,321百万円（前期比7.6%減）となりました。一方、同営業費用は、貸借取引における有価証券借入料の減少により12,284百万円（同7.9%減）となり、一般管理費は8,056百万円（同11.7%減）となりました。

この結果、連結営業利益は3,981百万円（同2.6%増）となりました。同経常利益は、受取配当金が増加したことに加え、持分法による投資利益が拡大したことなどから、5,046百万円（同7.7%増）となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、繰越欠損金解消などに伴う税金負担の増加により3,765百万円（同10.9%減）となりました。

次に業務別の営業概況をご報告いたします。

①証券金融業

貸借取引業務における営業収益は9,661百万円（前期比27.1%減）となりました。貸借取引貸付金が期中平均で2,842億円と前期比659億円減少し、貸付金利息が減収となったほか、貸借取引貸付有価証券が期中平均で2,616億円と前期比1,045億円の減少となり、貸株料および貸株超過銘柄にかかる品貸料も減収となりました。

一般貸付業務における営業収益は1,242百万円（同35.4%増）となりました。金融商品取引業者向け貸付が堅調に推移したことに加え、個人・一般事業法人向け貸付も前年を上回った結果、当業務の貸付金の期中平均が811億円と前期比348億円の増加となったほか、現金担保付株券等貸借取引の利用も大幅に増加しました。

有価証券貸付業務における営業収益は6,480百万円（同28.7%増）となりました。債券営業部門において貸付残高の増加や現先取引の再開が寄与して大幅な増収となったほか、一般貸株部門においても貸付残高の増加等により増収を確保しました。

その他業務における営業収益は3,586百万円（同9.3%増）となりました。保有外国国債の売却益等が減少したものの、外貨取引にかかる為替差益の計上が寄与しました。

②信託銀行業

信託銀行業務においては、信託報酬が増加したものの、保有国債等の売却益が減少したことから、当業務の営業収益は2,467百万円（同17.0%減）となりました。

③不動産賃貸業

不動産賃貸業務における営業収益は884百万円（同1.3%増）となりました。

○当社グループ貸付金の状況（平均残高）

	第108期 (前 期) (億円)	第109期 (当 期) (億円)	増減額 (億円)	増減率 (%)
貸借取引貸付金	3,501	2,842	△659	△18.8
一般貸付金 (うち一般信用ファイナンス)	463 (100)	811 (106)	348 (5)	75.1 (5.9)
信託銀行貸付金	2,735	4,312	1,577	57.7
その他の貸付金	1	—	△1	△100.0
合 計	6,702	7,966	1,264	18.9
(参考) 貸借取引貸付有価証券	3,661	2,616	△1,045	△28.6

○当社グループ業務別営業収益の状況

	第108期 (前 期) (百万円)	第109期 (当 期) (百万円)	増減額(百万円)	増減率 (%)
証券金融業	22,487	20,969	△1,518	△6.8
貸借取引業務	13,253	9,661	△3,592	△27.1
一般貸付業務	917	1,242	324	35.4
有価証券貸付業務	5,035	6,480	1,444	28.7
一般貸株	1,458	1,517	59	4.1
債券営業	3,576	4,962	1,385	38.7
その他	3,281	3,586	304	9.3
信託銀行業	2,971	2,467	△504	△17.0
不動産賃貸業	873	884	11	1.3
合 計	26,333	24,321	△2,011	△7.6

(2) 対処すべき課題

今後の世界経済は、米中貿易摩擦の長期化や中東地域における地政学リスクの高まりなどによる影響が懸念されるものの、米国を中心に緩やかな回復が見込まれます。わが国経済についても本年10月に予定されている消費税率引き上げの影響等には留意する必要がありますが、企業収益の改善や政府による各種政策の推進により緩やかな回復の継続が期待されます。

また、金融・証券市場におきましては、金融のグローバル化と高度化が加速する中、国際金融規制の強化や有価証券決済制度の見直しが進められるなど、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しております。

このような事業環境を踏まえ、当社は、2017年3月に策定した第5次中期経営計画（2017年度～2019年度）のもと、証券金融会社の根幹である貸借取引業務の強化に努めるとともに、当社グループが提供する金融・証券関連サービスの拡充や内外の新たなニーズの獲得に向けた取組みなどを続けてまいりました。第5次中期経営計画の最終年度を迎える2019年度につきましても、以下の課題に取組むことにより、当社の存立基盤をより強固なものとし、市場や投資家の信認に応えてまいります。

○信用取引・貸借取引の利用促進

発行会社および証券会社担当者向け普及活動や海外に拠点を持つ投資家へのプロモーション活動などを通じて、信用取引・貸借取引の利用促進を図り、PTS（私設取引システム）における信用取引解禁に向けた取組みにも注力してまいります。

○株式の決済期間短縮（T+2）化への対応

本年7月に迫る株式の決済期間短縮（T+2）化では、フェイル（決済日における証券受渡未了）発生件数の増加が予想されていることを踏まえ、「証券市場のインフラの担い手」として株式調達先の拡大や新たな資本スキームの導入などによる取引先の利便性向上に取組んでまいります。

○多様化する取引先ニーズへの柔軟な対応

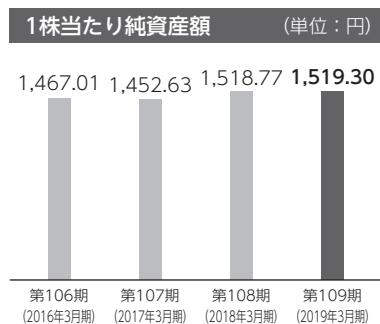
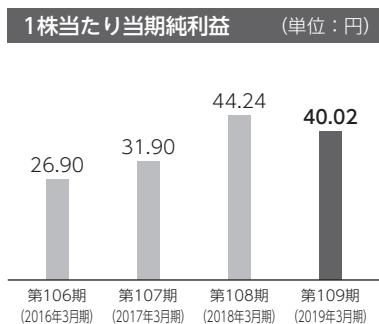
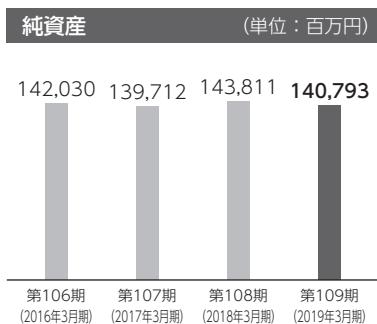
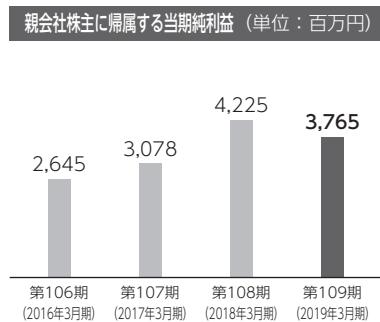
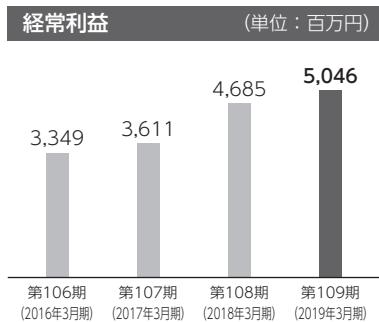
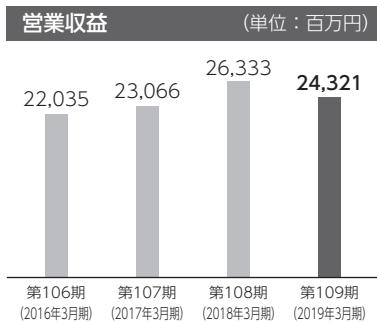
「証券界や金融界の多様なニーズに積極的に応える」との認識のもと、グローバル化や規制強化の動きにより変化の著しい金融・証券市場に対応すべく、外貨建資産の取扱い拡大や取引手法の高度化などに取組むほか、投資指標の開発をはじめとした新規業務の開発に向けてチャレンジを続けます。

当社グループでは、以上のような取組みを通じて中長期的な業績の向上と企業価値の増大を実現し、株主の皆様への利益還元を引き続き充実したものとしてまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 当社グループの財産および損益の状況の推移

当社グループ



	第106期 (2015年4月1日から (2016年3月31日まで)	第107期 (2016年4月1日から (2017年3月31日まで)	第108期 (2017年4月1日から (2018年3月31日まで)	第109期 (当連結会計年度) (2018年4月1日から (2019年3月31日まで)
営業収益 (百万円)	22,035	23,066	26,333	24,321
経常利益 (百万円)	3,349	3,611	4,685	5,046
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,645	3,078	4,225	3,765
1株当たり当期純利益 (円)	26.90	31.90	44.24	40.02
純資産 (百万円)	142,030	139,712	143,811	140,793
1株当たり純資産額 (円)	1,467.01	1,452.63	1,518.77	1,519.30

(4) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、金融商品取引法に基づき内閣総理大臣の免許を受けて行っている貸借取引業務を始め、次の業務を行っております。

① 証券金融業

貸借取引業務		全国各証券取引所における制度信用取引の決済に必要な資金や株券の貸付
一般貸付業務		金融商品取引業者向けの有価証券等を担保とした資金の貸付 個人・一般事業法人向けの証券担保ローン
一般信用ファイナンス		一般信用取引の決済に必要な資金の貸付
有価証券 貸付業務	債券営業	債券貸借取引、国債等の現先取引
	一般貸株	株式売買取引の決済などに必要な株券の貸付

② その他

信託銀行業	顧客分別金信託、有価証券信託等の信託業務および預金・貸出等の銀行業務
不動産賃貸業	当社グループ所有の不動産の賃貸・管理

(5) 営業所 (2019年3月31日現在)

① 当社

本 店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号
大阪支社	大阪府大阪市中央区今橋二丁目4番10号

② 子会社

日証金信託銀行株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号
日本ビルディング株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番14号

(6) 設備投資の状況

当連結会計年度において総額6億円の設備投資を行いました。

これは主に、個人向け一般貸付業務コムストックローンにかかるシステムのリニューアルによるものであります。

(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 当社グループ

事業区分	従業員数	前期末比
証券金融業	226 [2] 名	増減なし [3名減]
信託銀行業	37 [1]	増減なし [増減なし]
不動産賃貸業	18 [0]	増減なし [増減なし]
合 計	281 [3]	増減なし [3名減]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除く）であり、執行役員を含んでおりません。また、臨時従業員は〔 〕内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、派遣社員およびパートタイマーが含まれています。

② 当社

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
226 [2] 名	増減なし [3名減]	43.0歳	19.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除く）であり、執行役員を含んでおりません。また、臨時従業員は〔 〕内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、派遣社員およびパートタイマーが含まれています。

(8) 子会社の状況 (2019年3月31日現在)

会社名	資本金 (億円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
日証金信託銀行株式会社	140	100	信託銀行業
日本ビルディング株式会社	1	100	不動産賃貸業

- (注) 1. 関連会社は次のとおりあります。
- ・日本電子計算株式会社
 - ・ジェイエスフィット株式会社
- (注) 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(9) 主要な借入先および借入額 (2019年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2 株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 100,000,000株
- (3) 株主数 12,344名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,017	6.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,671	5.0
公益財団法人資本市場振興財団	4,654	4.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,458	4.7
株式会社みずほ銀行	3,536	3.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	2,989	3.2
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15PCT TREATY ACCOUNT	2,692	2.8
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	2,260	2.4
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	1,897	2.0
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	1,892	2.0

(注) 持株比率は自己株式(6,674,386株)を発行済株式の総数から控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当
取締役会長（代表取締役）	増 渕 稔	
取締役社長（代表取締役）	小 林 英 三	
取締役副社長（代表取締役）	樋 口 俊一郎	監査部 コンプライアンス統括部担当
専務取締役	福 島 賢 二	貸借取引部 金融証券営業部 リテール営業部 システム企画部 大阪支社（営業関係）担当
専務取締役	前 田 和 宏	リスク管理部 人事部 経営企画部 大阪支社（管理運営関係） 関係会社担当
常務取締役	岡 田 豊	業務開発部 資金証券部 決済管理部 国際関係担当
取締役	今 井 敬	
取締役	前 哲 夫	
取締役	篠 塚 英 子	
常勤監査役	飯 村 修 也	
常勤監査役	平 間 靖 浩	
監査役	神 山 敏 夫	

- (注) 1. 取締役今井敬氏、前哲夫氏および篠塚英子氏の3氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役飯村修也氏および監査役神山敏夫氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役神山敏夫氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役今井敬氏、前哲夫氏および篠塚英子氏ならびに常勤監査役飯村修也氏および監査役神山敏夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 5. 当社と取締役（業務執行取締役等を除く）および監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
 6. 2018年6月22日開催の第108回定期株主総会の終結の時をもって監査役の浜田雅行氏は辞任により退任いたしました。

7. 取締役および監査役の重要な兼職の状況は次のとおりであります。（社外取締役および社外監査役については、(3) 社外役員に関する事項に記載しております。）

【取締役】

氏名	重要な兼職の状況
増 渕 稔	日本ビルディング株式会社 取締役 日本電子計算株式会社 取締役 東京製綱株式会社 取締役
小 林 英 三	藤森工業株式会社 監査等委員である取締役

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数（名）	報酬等の額（千円）
取締役（うち社外取締役）	10 (3)	343,955 (25,200)
監査役（うち社外監査役）	4 (2)	55,920 (32,160)
合 計	14	399,875

- (注) 1. 2008年6月26日開催の第98回定時株主総会において、取締役の報酬額は1事業年度あたり3億7,600万円以内（うち社外取締役分2,800万円以内）、監査役の報酬額は1事業年度あたり7,800万円以内と決議いただいております。また別枠で、2016年6月24日開催の第106回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して業績連動型株式報酬として、1事業年度6,600万円以内と決議いただいております。
2. 上記には、取締役6名（うち社外取締役0名）に対する当事業年度に係る取締役賞与支給予定額78,540千円、業績連動型株式報酬に係る費用計上額53,945千円が含まれております。
3. 上記には、2018年6月22日開催の第108回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
4. 当社は取締役および監査役の報酬に関する方針を次のとおり定めております。
- ・業務を執行する取締役の報酬は、当社の業績および株式価値との連動性を高める観点から、定額の月額報酬ならびに業績連動の役員賞与および株式報酬とします。
 - ・役員賞与については経営責任を明確にする観点から、毎期の業績に連動して決定した金額を支給します。
 - ・株式報酬については、株式給付信託の仕組みを用いて、中期的な業績に連動して決定したポイントを付与し、退任時にポイント数に応じた当社株式を交付します。
 - ・社外取締役および監査役は定額の月額報酬のみとし、役員賞与および株式報酬の支給は行いません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況および当社と兼職先との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	今 井 敬	日本テレビホールディングス株式会社 取締役 日本生命保険相互会社 監査役 株式会社東京金融取引所 取締役
	篠 塚 英 子	株式会社小松製作所 監査役 ライフネット生命保険株式会社 取締役
社外監査役	飯 村 修 也	株式会社インテリックス 監査役
	神 山 敏 夫	神山公認会計士事務所 代表（所長）

(注) 社外役員の重要な兼職先とは、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況	主な活動状況
社外取締役	今 井 敬	取締役会：11回中11回	主に経済界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、質問・助言を行っております。
	前 哲 夫	取締役会：11回中10回	主に証券界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、質問・助言を行っております。
	篠 塚 英 子	取締役会：11回中10回	主に金融および経済学における高度な専門知識と豊富な経験に基づき、質問・助言を行っております。
社外監査役	飯 村 修 也	取締役会：11回中11回 監査役会：11回中11回	主に証券界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、常勤監査役として取締役の職務の執行を監査するために必要な発言を行っております。
	神 山 敏 夫	取締役会：11回中11回 監査役会：11回中11回	主に公認会計士としての専門的見地から、質問・助言を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表

科目	第109期 2019年3月31日現在
資産の部	
流動資産	4,776,406
現金及び預金	990,670
コールローン	100,000
有価証券	238,643
営業貸付金	668,894
貿現先勘定	546,542
借入有価証券代り金	2,137,589
その他	94,802
貸倒引当金	△736
固定資産	514,965
有形固定資産	6,014
建物及び構築物	2,351
器具及び備品	398
土地	3,264
無形固定資産	3,450
ソフトウェア	3,089
ソフトウェア仮勘定	345
その他	16
投資その他の資産	505,500
投資有価証券	505,163
従業員に対する長期貸付金	2
固定化営業債権	233
その他	334
貸倒引当金	△233
資産合計	5,291,372

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	(単位：百万円)
	第109期 2019年3月31日現在
負債の部	
流動負債	5,115,112
コールマネー	1,016,460
短期借入金	16,547
コマーシャル・ペーパー	214,000
売現先勘定	1,453,352
未払法人税等	368
賞与引当金	667
役員賞与引当金	112
貸付有価証券代り金	1,563,430
信託勘定借	743,329
その他	106,844
固定負債	35,467
長期借入金	4,000
繰延税金負債	10,075
再評価に係る繰延税金負債	74
役員退職慰労引当金	41
役員株式給付引当金	146
退職給付に係る負債	1,192
資産除去債務	52
デリバティブ債務	19,273
その他	611
負債合計	5,150,579
純資産の部	
株主資本	126,631
資本金	10,000
資本剰余金	11,325
利益剰余金	109,687
自己株式	△4,382
その他の包括利益累計額	14,161
その他有価証券評価差額金	29,171
繰延ヘッジ損益	△14,133
土地再評価差額金	168
退職給付に係る調整累計額	△1,044
純資産合計	140,793
負債純資産合計	5,291,372

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第109期 2018年4月1日から2019年3月31日まで	
営業収益		24,321
貸付金利息	2,698	
借入有価証券代り金利息	1,509	
有価証券貸付料	11,699	
その他	8,414	
営業費用		12,284
支払利息	1,526	
有価証券借入料	8,970	
その他	1,787	
営業総利益		12,037
一般管理費		8,056
営業利益		3,981
営業外収益		1,081
受取利息及び配当金	775	
持分法による投資利益	248	
償却債権取立益	22	
雑収入	34	
営業外費用		15
支払利息	0	
自己株式取得費用	5	
投資事業組合運用損	10	
雑支出	0	
経常利益		5,046
特別損失		41
固定資産除却損	41	
税金等調整前当期純利益		5,005
法人税、住民税及び事業税	842	
法人税等調整額	397	
当期純利益		1,240
非支配株主に帰属する当期純利益		3,765
親会社株主に帰属する当期純利益		—
		3,765

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	10,000	11,325	108,588	△3,094	126,819
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,666		△2,666
親会社株主に帰属する当期純利益			3,765		3,765
自 己 株 式 の 取 得				△1,304	△1,304
自 己 株 式 の 処 分		△0		17	17
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	－	△0	1,099	△1,287	△188
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	10,000	11,325	109,687	△4,382	126,631

(単位:百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 產 合 計
	そ の 他 有 償 証 券 評 価 差 額 金	継 延 ヘッジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	24,484	△7,242	168	△417	16,991	143,811
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△2,666
親会社株主に帰属する当期純利益						3,765
自 己 株 式 の 取 得						△1,304
自 己 株 式 の 処 分						17
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	4,687	△6,890	－	△626	△2,829	△2,829
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	4,687	△6,890	－	△626	△2,829	△3,018
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	29,171	△14,133	168	△1,044	14,161	140,793

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

科目	第109期 2019年3月31日現在
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,970,658
有価証券	676,694
営業貸付金	217,339
貸借取引貸付金	303,991
公社債及び一般貸付金	249,304
その他の貸付金	34,687
買現先勘定	20,000
借入有価証券代り金	546,542
その他	2,143,830
貸倒引当金	82,830
固定資産	
有形固定資産	
建物	1,622
器具及び備品	434
土地	356
無形固定資産	
ソフトウェア	830
ソフトウェア仮勘定	3,332
その他	2,963
投資その他の資産	
投資有価証券	354
関係会社株式	403,859
固定化営業債権	26,893
前払年金費用	233
その他	251
貸倒引当金	587
資産合計	△233
	4,379,472

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	(単位：百万円)
	第109期 2019年3月31日現在
負債の部	
流動負債	
コールマネー	4,231,133
短期借入金	951,460
コマーシャル・ペーパー	7,787
売現先勘定	214,000
未払法人税等	1,453,352
賞与引当金	139
役員賞与引当金	603
貸借取引担保金	112
貸付有価証券代り金	89,829
その他	1,499,950
	13,898
固定負債	
長期借入金	17,676
繰延税金負債	1,000
再評価に係る繰延税金負債	6,406
役員退職慰労引当金	74
役員株式給付引当金	41
その他	146
	10,007
負債合計	4,248,809
純資産の部	
株主資本	
資本金	114,458
資本剰余金	10,000
資本準備金	11,325
その他資本剰余金	5,181
利益剰余金	6,144
利益準備金	97,506
その他利益剰余金	2,278
配当引当積立金	95,228
別途積立金	2,030
繰越利益剰余金	77,030
自己株式	16,168
評価・換算差額等	△4,374
その他有価証券評価差額金	16,204
繰延ヘッジ損益	20,846
土地再評価差額金	△4,810
純資産合計	168
負債純資産合計	130,662
	4,379,472

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第109期 2018年4月1日から2019年3月31日まで	
営業収益		20,971
貸付金利息	2,640	
借入有価証券代り金利息	1,510	
受取手数料	368	
有価証券貸付け料	11,634	
その他	4,817	
営業費用		11,404
支払利息	821	
支払手数料	749	
有価証券借入料	8,988	
その他	845	
営業総利益		9,566
一般管理費		6,754
営業利益		2,812
営業外収益		857
受取利息及び配当金	825	
雑収入	32	
営業外費用		15
自己株式取得費用	5	
投資事業組合運用損	10	
雑支出	0	
経常利益		3,654
特別損失		41
固定資産除却損	41	
税引前当期純利益		3,613
法人税、住民税及び事業税	512	
法人税等調整額	423	
当期純利益		936
		2,677

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本 等 变 動 計 算 書									
	資本金	資本剩余金			利益剩余金					
		資本準備金	その他 資本剩余金	資本剩余金 合計	利益準備金	その他利益剩余金			利益剩余金 合計	
当期首残高	10,000	5,181	6,144	11,325	2,278	2,030	77,030	16,157	97,495	
当期変動額										
剰余金の配当									△2,666	△2,666
当期純利益									2,677	2,677
自己株式の取得										
自己株式の処分			△0	△0						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	△0	△0	-	-	-	-	11	11
当期末残高	10,000	5,181	6,144	11,325	2,278	2,030	77,030	16,168	97,506	

(単位:百万円)

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3,086	115,734	17,994	△852	168	17,310	133,045
当期変動額							
剰余金の配当		△2,666					△2,666
当期純利益		2,677					2,677
自己株式の取得	△1,304	△1,304					△1,304
自己株式の処分	17	17					17
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,852	△3,958	-	△1,106	△1,106
当期変動額合計	△1,287	△1,276	2,852	△3,958	-	△1,106	△2,383
当期末残高	△4,374	114,458	20,846	△4,810	168	16,204	130,662

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

日本証券金融株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員	公認会計士 小林 弥
業 務 執 行 社 員	印
指 定 社 員	公認会計士 後藤秀洋
業 務 執 行 社 員	印
指 定 社 員	公認会計士 水戸信之
業 務 執 行 社 員	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本証券金融株式会社の2018年4月1日から2019年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本証券金融株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

日本証券金融株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員	公認会計士 小林 弥
業 務 執 行 社 員	㊞
指 定 社 員	公認会計士 後藤秀洋
業 務 執 行 社 員	㊞
指 定 社 員	公認会計士 水戸信之
業 務 執 行 社 員	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本証券金融株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこ^トとを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

日本証券金融株式会社 監査役会

常勤監査役
(社外監査役)
飯村修也印
常勤監査役
平間靖浩印
社外監査役
神山敏夫印

以上

——株主メモ欄——

第109回定期株主総会会場のご案内

会 場

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号

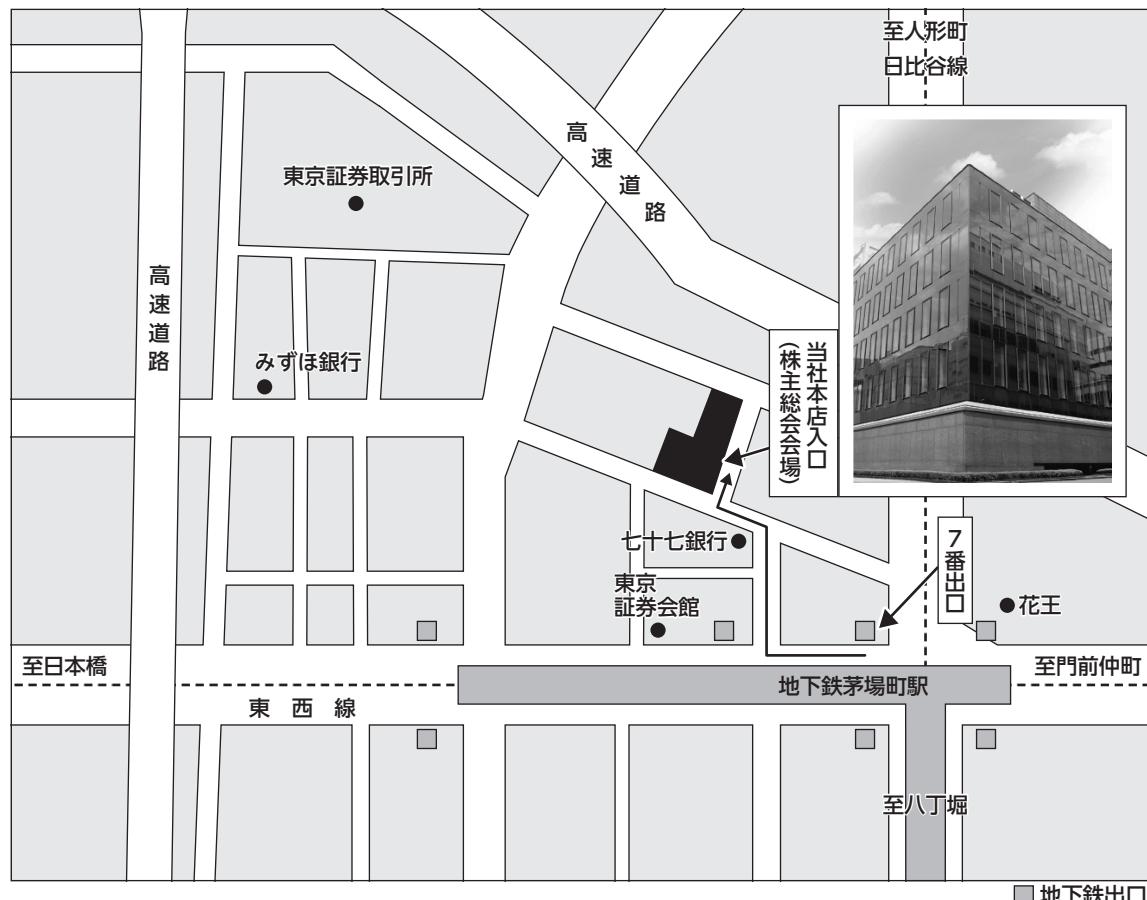
当社本店6階会議室

電話 03 (3666) 3184

最寄りの駅

地 下 鉄 | 日比谷線
| 東 西 線

茅場町駅7番出口
(徒歩約2分)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。